慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	領事裁判を論ず
Sub Title	
Author	小倉, 和市
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.2, No.3 (1909. 10) ,p.301(71)- 312(82)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091001-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

此爭議に接して何となく神聖なる北極の氷地が彼等劣等なる米人の爲めに汚穢せられたるが如き感に堪えざるものである。

○火星との通信

天文學は四千有餘年間、未發達の狀態に眠りつゝあつた世界最古の科學である。彼のエブラハムの時代に於てカルデアの牧人は靜に其羊を夜守りしながら遊星の移動を觀測して居つた。宗教的信仰の起る前、詩人の謳ふに先ち、樂器の發明に先ち美術者が代理石を彫み青銅を溶すに先つて早く既に發芽を見た天文學は如何に其發達遲々たりと雖も然も蒼穹の曠漠たる領域に科學的功果を收めんとする最も大膽なる最も嘆美す可きスペキユレーションである。今回一部天文學者の間に計畫せられつゝある火星との通信は蓋し動もすれば科學を人類の福利增進の點よりのみ打算し之より充分なる現實の報酬を期待する功利主義者流の見解に對する最も痛快なる宣戰である。（九月十五日稿）

雜錄

領事裁判を論ず

小倉和市

第一章　領事裁判の定義

領事裁判とは特殊なる條約の結果として締盟國の一方が締盟國他方に在留する自國臣民を民刑商事其他一切の法律關係中の或るものに關し在留國の裁判管轄權に服從せしむるとなく自國の派遣に係る領事官をして自國の法律によりて裁判せしむるを云ふ元來國際公法の原則より云ふときは國家は其領域内に於て他國の法令を排斥して自國の法令を執行し其の内に在留する者は自國民たるも外國人たるとを問はず其司法權に服從せしむることを得ざるべからず唯彼の元首其他國家の代表者は他國在留中在留國の法律規則に拘束せらるることなきは固より領土主權の原則に對する一の例外なると疑なしと雖も之れ一般國際交通の必要に基因し夫自身に於て國際公法の原則をなすのみならず其の性質全く消極的なるものなるに反し領事裁判は只特殊の場合にのみ存在するのみならず積極的に他國の領域内に於て裁判權を行使せんとするものなるを以て領土主に對し實に重大なる例外なりと云はざるべからず

更に吾人は前掲の定義に於て領事裁判は特殊なる條約の結果なりと云へり之れ領事裁判權の根據を明らかにせんとするの趣意に出でたるものとす前述の如く領事裁判は領土主權の原則に對すは非常に重大なる例外に屬するを以て其權利は常に條約の上に其根據を置く可きものにして如何に强盛なる國家が如何に弱小なる國家に對する場合と雖も條約の規定に據らずしては到底此權利を行使する能はざるものとす唯條約によりて獲得せられたる此權利は慣習の力によりて時に實際上其範圍に多少廣狹の變を呈示することあるのみ

更に又領事裁判は後段に於て說明するが如く文明國が未開國に在留する自國人民を保護するを目的

とするものなるを以て通常片面的なるも我國が清國の諸國に對して有するが如きものなりと雖も常に必しも然りと云ふを得ず時に締盟國間に文化の程度大差なきにも拘らず雙方が互に自國民の他方に在留するものを在留國の法權下に置くことを肯んせず相互的に此權利を留保する場合ありとす吾人は日清戰役以前に於ける兩國の關係に於て之を見る人或は片面的なる場合を區別して主働的のものと受働的のものとなし相互的の場合を區別して相互に有せざる場合と相互に有する場合となすものなりと雖も吾人は特に分析論究するの要を見ず吾人は本章を終るに臨み一層領事裁判の觀念を明確にせんが爲治外法權との差異を摘示す可し

(甲)法源の差異　治外法權は國際公法の原則として當然存在するものなりと雖も領事裁判は特殊なる條約の結果として發生するものとす

(乙)權利(の想定する)客體に差異　治外法權は君主外交官軍隊軍艦等其適用を受くる客體に制限を受くると雖も領事裁判は斯權護外國の在留臣民一般に對して行はるるものとす

(丙)權利範圍の差異　治外法權は司法權警察權課稅權等權利の範圍頗る廣汎なりと雖も領事裁判は單に在留國の司法權に服せざることを意味するのみ

(丁)權利の性質上の差異　治外法權は消極的性質を有し單に在留國の法權に服從することを免るゝの意なりと雖も領事裁判は積極的性質を有し此權利を有する國家の領事は自己の駐割地に在留する自國人民の上に積極的裁判權を行使することを得るものとす

(戊)權利存在の理由に關する差異　治外法權は國際間の交通を圓滑ならしむるの必要上各國の承認に基き發生せるものなりと雖も領事裁判は國際間に存する文化程度の差異に其源を發せるものとす尚此に關しては後段更に詳說する所ある可し

第二章　領事裁判の沿革

古代國際の交通稀なる時代にありては一國內に

他國民の在留するとなく隨て領事裁判の如き國際的關係を生ずることなかりき然るに彼の十字軍起りし西歐基督教國民が回教諸國の人民と接觸の機會を得て自づから通商貿易の盛大を致すに及び之れ等異種の人民間に發生する諸種の問題は如何なる方法によりて決定せらるべきやの疑問を生ずるは當然の結果にして領事裁判の制度は實に此疑問に答ふるの必要より發生したるものなり斯くて侵略地に於ける歐洲人は所謂屬人法の原則に從ひて本國法に據り本國官吏の支配を受くるに至れり此慣例的權利は十字軍の結果として掠奪せる土地が回教國たる土國の爲めに奪還せられたる後と雖も依然として繼續するに至れり蓋一方に於て歐洲人民は異教國の法權の下にありては身體生命財產の安固を期す可からざるを主張すると同時に他方に於て土國は異教者たる歐洲人を自國法の配下に置き保護を與ふることを拒めるが爲め舊來の慣例は愈以て其根底を固ふするに至れるものにして列國は斯權確定の爲め爭ふて同國と條約を締結するに至れり

茲に注意すべきは領事裁判なるものは其の初期に於ては決して東方諸國に限られたるものに非ざると是なり彼の伊太利の如きは既に十四世紀に於て諸國に領事を派遣し彼等をして自國民に關する裁判權を行使せしめ其他の諸國又其例に倣ひたるものあるを見る然るに歐洲に於ける此制度は君主の權力發達し屬地主義が屬人主義を壓倒するに及び全く其影を止め領事の職務範圍は在留地方の法律規則を侵害せざる程度に於て本國及本國人民の商業上經濟上の利益を計るに止まるに至れり

今轉て東方諸國を見るに十二世紀以來決定せられたる領事裁判は依然として繼續し千五百二十八年及千五百三十五年佛土間に締結せられたる特別條約を始めとして英露墺普の諸國相踵いで土國と條約を締結して其權利を確定せり

波斯に於ては千七百〇九年佛國と締約して以來英露相踵で同趣旨の條約を締結せり

支那は千八百四十三年及千八百六十九年の條約に

より英國に與ふるに領事裁判權を以てし露佛も亦條約によつて斯種の權利を獲得せり唯注意すべきは支那に於ける領事裁判權は土國に於けるものに比して其範圍一層廣汎なるの事實なりとす

「モロッコ」は千六百八十二年以來締結國と領事裁判條約を締結せり就中千七百九十、九年西モ間の條約は特殊の規定を包含するを以て特に識者の注意する所なり

其他の韓國暹羅ルーマニヤ、セルビヤ等の諸國も亦大同小異の條項を有する條約によりて領事裁判の權を歐洲諸國に許與せり

玆に至りては予は我國の歴史上に於ける領事裁判に關して一言する所なかる可からず我が國に於ける領事裁判の濫觴は安政元年の締結に係る日英スチルリング條約なり其後露蘭墺等諸國も亦條約の結果として斯權を獲得せり就中最も完全なるものを明治二年九月十四日日墺間に締結せる條約なりとす爾餘の諸國は最惠國條欵の効果によりて同條約に均霑せるを以て歐洲諸國が我國に於て有せし領事裁判權の範圍は事實上同條約に規定せる所を出でざるものとす其の後我國の文明は歴史上未曾有の進歩をなしたる結果條約の改正も共に領事裁判は全然撤退せられたり

他方に於いて我國は明治九年二月二十六日の日韓條約、明治十六年七月二十五日の日韓貿易規則等によりて韓國に於て領事裁判權を行使し來りたるものとす清國に對しては明治二十七年日清戰爭に至る迄相互的に領事裁判權を行使し來りたるも同戰役以後は我國のみ清國に於て領事裁判を行ふの權を有し在日清國人民は全然我法權の下に歸するに至れり我國は又暹羅國に於ても同國が法制の改革を告ぐるに至る迄領事裁判權を行使し得るものとす

第三章　領事裁判存在の理由

領事裁判存在の理由に關しては前章に於て既に一言せる所ありしと雖も今左に此點に關する二説を擧げて之を論評すべし

（甲）ウエストレーキ博士は其著國際法原論に於て領事裁判の制度は全く文明種類の相違に基因するものにして該制度は高度の文明を有し領事裁判權を行使するとを可能ならしむるに足るの助力を條約の規定に準據して與ふることを得るのみならず其先導者が異種の文明に伴ふ必要條件を了解することを得る程度に進歩せる國家に於てのみ實施さるゝことを得るものなりと謂へり此説は領事裁判の問題は全然國家の體樣を具有せざる蠻族間に於ては發生の餘地なきことを説明するの點に於て一面の眞理を含まざるに非ずと雖も畢竟自國の領域内に他國法權の行はるゝ不幸なる狀態を説明するに自國が國家をしての條を有具し領事裁判の實行を可能ならしむるの實力ありとして自ら慰むる者に取りての辭柄たることを得るに過ぎず高橋博士の既に論破せるが如く東方諸國は何が故に歐米諸國に在留する自國民の上に領事裁判權を行使することを能はざるやの問題を解決することを能はざるのみならず現今領事裁判の行はれつゝある國家と之を行ふ國家との間に存ずる實際の狀態に其基礎を置かざるの議論と云はざるを得ず

（乙）他の一派の論者は曰く文明國と未開國との間には人情慣習宗教道德法制等の點に就き重大なる差異あるを以て文明國民は其在留せる未開國の法制に依賴し到底生命身體及財産の安固を期す可からず之此特殊の制度を必要とする所以なりと此派に屬する論者が時に文明國未開國なる語に代へて基督教國なる名稱を用ふることあるが故に人或は此派の論者は文明未開の區別を宗教の差異に置き以て領事裁判存立の理由を説明せんとするに非ざるかを疑ふものありと雖も之れ畢竟言語上の論爭に過ぎず今日の所謂文明の制度なるものは實際基督教國民の間に發達し來りたるの事實に徴するときは上述の名稱を用ふるも絶對に不當なりとして排斥するに足らざるなり況んや「マルテンス」氏の如き所謂頑固なる舊教派も目せらるる論者と雖も明らかに其著書に於て「宗教の異なるを理由として此特權を享受するものに非ざる」を認むる今日何人と雖も名稱の爲めに本來の理義を誤るて

となきを信ず

所謂甲派の論者と雖も文明の相違を云々するに當つて必ずしも今日東西異種の文明間に實在し何人と雖も否認すること能はざる優劣の度に全然想到せざりしにも非ざる可きを以て此點より見るときは實際上第二說と絕對に相容れざるの差異を存するに非ずと雖も予は第二說の寧ろ論理正確により て且明瞭なるを信ずるものなり

第四章　領事裁判所の組織

領事裁判は文明國か未開國の領域內に於て許與せられたる特權たると同時に又彼等の義務なるとを忘るべからず未開國は此の權利を文明國に許與すると同時に自國に在留する之等の國民を保護するの責任を駐劄領事の上に歸せしめて自ら其責を免るゝものとす、マルテンス氏は曰へり各文明國政府は未開國に在留する自國人民に關し其他の國家權力に代るものなるが故に其地に於て善良なる司法を保障す可き裁判所を設置せざる可からざる法律上及道德上の義務を有すと領事裁判の構成は之を概言すれば其國と領事駐劄國との間に締結せられたる條約の範圍內にて制定せられたる領事の本國法の規定によりて定まるものとす今各國の構成法を見るに大要左の三系統あるものの如し

第一、佛國系統　此系統に屬する領事裁判所の組織は有名なる千六百八十一年の海上法に基因し其後幾多、法令の發布によりて今日に至りたるものにして之等の法令に據るときは要するに一領事管轄區域每に一個の領事裁判所を設置し此裁判所は訴訟事項の民商事たると刑事たるとによりて其審理の方法を異にするものなり

一、民事及商事　此場合にありて裁判所は一名の領事が其の職權內に於て自己の管轄區域內の佛國人中より選任したるに二人の陪審判事とより成るも領事は自國の獨立の意見を吐露することを得るに過ぎず此の領事裁判所に對する控訴は土波兩國にある領事の裁判に對しては「エイ」裁判所又支那暹羅等にある領事裁判に對しては柴棍の裁判所に提出するものとす、而して之等の裁判所の判決に對する不服は常に巴里の大審院へ上告せしむ

二、刑事　刑事に關しては違警罪、輕罪及重罪を區別し第一の場合にありては領事は單獨にて始審及終審の判決を下し此判決に對しては控訴又は上告を許さず第二の場合にありては領事は二名の陪審判事と共に合議裁判を組織し判決は領事自ら之を下す第三の場合にありては領事は單に豫審判事の職務を司り領事裁判所は卽ち豫審裁判として行動するのみ公判は常に柴棍又は「エイ」の裁判所之を管轄す獨伊及白の領事裁判所は此系統に屬す

第二　英國系統　東洋に於ける英國の領事裁判所は英本國裁判所の構成法を採用したるものにして千八百六十四年千八百六十五年千八百七十三年及千八百八十一年の樞密院令に準據するものなり、今其組織の梗概を擧げんに裁判所は一人の領事及其領事の管轄區域內に在留する英國臣民中より選任せられたる二人若しくは四人の陪審判事より成り第一審として在留英國人の一切の法律關係を裁判す、刑事の場合にありては每年該領事管轄區域內に在留する英人中より選任せる五人の宣誓證人立會の上開廷す控訴院は二個あり一は君府にありて同地方に存在する領事裁判所の上級裁判所たり但し英國は何時にても隨意に此裁判所を其他の地に移すの權あり他の一は上海にありて支那韓國にある領事裁判所の上級裁判所なり之等上級裁判所の所長及判官の任命は英國政府之を行ふ

第三　露國系統　東洋に於ける露國裁判所は波斯に於けるものを除き其組織の點に就き法律上の根據を有せざるものなり、今露國商法の規定に基き波斯に於ける露國の領事裁判所の組織を研究せんに第一審裁判所にして終審を司るもの二あり一は領事の管轄區域內にある露國臣民間の爭議を裁決する領事裁判所にして他は領事の管轄區域外に住する露國臣民間の公訴私訴し裁決する公使館裁判所なり第一の場合に於ては領事之が長たり第二の場合に於ては公使館の軍長澤官之が長たり何れの場合に於ても在留露國臣民中より互選せしめたる陪席判事を要す第二審裁判所は第一審の公使館裁

判所も其組織を異にし公使館秘書官の長者を以て所長となせる公使館裁判所なり此場合に於ても公使がテヘラン在留露國臣民より選擇任命したる陪席判事を要す、土國に於ける露國の領事裁判所に關しては商法中の二個の條文により在留露國人は警察及司法に關し君府駐劄の露國公使及凡ての露國領事の命令を奉せざる可からざる事及在留露國人の利に關することは公使監督の下にある委員會の手に歸す可きものなることを規定せるのみ

我國に於ては明治三十二年法律第七十號「領事館の職務に干する件」により條約又は慣例により領事裁判權を行ふことを得る領事官は其職權なる訴訟事件並に非訟事件に干する事務及登記事務に干し條約及慣例に抵觸せさる範圍内に於て地方裁判所及區裁判所の職務を行ひ檢事裁判所書記又は執達吏の職務は領事館員又は警察官又は必要に應じ同法の規定に從ひて任命したる其他のものをして之に當らしむ刑事に干しては輕罪重罪を別ち輕罪は領事は豫審を行はずして之を裁判することを得るも重罪の場合にありては領事は唯豫審を行ふに過ぎず公判は長崎地方裁判所の管轄に屬す但し特別の規定により外務大臣は或る種の刑事々件に干し國交上必要ありと認むるときは特に之を領事の管轄より奪ひ去ることを得るものとす而して領事の裁判に對する控訴又は抗告は其種類によりて長崎控訴院又は同地方裁判所之を管轄す此理行法制に干しては別に議論なきに非すと雖も茲に之を論ずるの遑を有せず

第五章　領事裁判權の範圍

領事裁判權の範圍は條約及各國の法令によりて定まるものにして何れの場合に於ても常に同一なり云ふを得ず從て各場合を擧げて詳細に之を論述するは容易の業に非ざるを以て予は次の分類の下に民事商事及刑事に干し通常該權利の範圍に屬すと認めらるものを明らかにすべし

第一　民事及商事

甲、同一國籍を有する外國人間の訴訟は其國の領事裁判所の管轄に屬す

乙　國籍を異にする外國人間の訴訟は被告の屬する國の領事裁判所の管轄たるを通則とす但し土國に於ては千八百二十年英墺佛露の諸大使に交換せられ覺書の結果として歐洲人間の爭議は混々司法委員の手に委するととなれり茲に問題となるは領事裁裁判權を有する外國人民より今籍國民又は今條約國民に對する訴訟の管轄なり予は特別の規定なき限り領土主權の本則に從ひ在留國の管轄に屬す可きものと信ず

丙　外國人と内國人間の訴訟に干しては二個の主義あり

第一の主義は更に(イ)純然たる被告本國管轄主義と(ロ)外國人が被告たる場合のみ領事裁判所の管轄に專屬し内國人が被告なる場合に於ては内國の裁判所は關係領事館通譯の出席補助を俟つことを要する主義との二あり

第二の主義は斯種の訴訟は凡て内外兩國代表者の參與する混合裁判所の管轄に歸せしめんとするものなり

土國に於ては千八百六十八年六月九日の議定書により民事に干し領事裁判所の權能に對し當然なる制限を加へ土國領域内に存在する不動產に干する訴訟に就きては外國人が假令不動產所有の權能を有する場合と雖も原告たると被告たることを問はず常に絕對に土國の裁判權に服從すべきものとなせり

第二　刑事

甲　同一國籍を有する外國人間の犯罪事件は其國の領事裁判所の管轄に屬すること論なし

乙　國籍を異にする外國人間の犯罪事件は當然被告所屬國の領事裁判所之を管轄す

丙　内國人民の在留外國人に對して爲したる犯罪は内國の裁判所之を管轄す

丁　在留外國人の内國人民に對して爲したる犯罪行爲は該外國の頭事裁判所之を管轄す

其他千七百〇八年佛波條約に於て佛人と其の他の國民間の訴訟事件は凡て波斯法に從ひ波斯裁判

所にて判決せしむと規定せるが如き千八百二十八年の露波條約に於て露國人より波斯人に對する犯罪は波斯裁判所の判決に委すと雖も所罰は領事又は公使に於て之を爲すと規定せるが如き清國か歐洲各國との條約に於て支那人が當事者として加はる訴訟は皆領事を支那官憲共同に裁判すと規定せるが如き更に又西國モロッコ間の條約に於ても國に於て犯罪せる西國人は之を領事又は最近の西國官憲に引渡す可しとしモ國人が犯罪をなしたるときは其國政府に引渡す可しと規定せるが如き皆領事裁判の一般原則に對する例外なりとす

本章を終るに臨み登錄に關し一言せざる可からず卽ち在留國に於て領事の保護を受けんとするものは豫め自國領事館に自己の姓名を登錄することを要す而して戸主の登錄は家族にも其效果を及ぼすものとす

第六章　領事裁判の弊害

未開國は文明國に對し領事裁判權を許與するにより自國に在留する文明國民に對する保護の責任を免るゝの利益ありと雖も同時に其の弊害は實に忍ぶ可からざるものあるなり此弊害はローレンス氏の既に指摘せるが如く領事制度の下に許與せられたる免許の廣汎なると未開國の權力が在留外國民に對して行はれざるとに基くと雖も抑も亦領事其人の不注意不謹愼に基かずんばあるべからず殊に或國の如きは領事に與ふるに容易に土人を歸化せしむるの權を以てするが故に不良の徒は外國々籍を獲得して之を利用し詐僞劫奪を逞ふして土人を苦しめつゝ容易に所罰を免れつゝあるを見る此不完全なる制度の弊害は何人と雖も非認する能はざる所にして或は全然此制度の廢止を唱へ或は之が根本的變改を主張するものあり又故なきに非ざるなり吾人は歐洲諸國の領事裁判の爲めに埃及が如何なる苦境に沈淪せしかを見て同地に於ける混合裁判所の發生が實に止むを得ざる必要に出でたるを見るなり

第七章　領事裁判の消滅

領事裁判は國家獨立の原則に對する悲しむ可き汚

辱なるにも拘はらず前述の理由により其存立を認めらるゝものなるを以て斯權存立原因の消滅し共に權利自體も亦終止せざるべからず今其の消滅の場合を列擧すれば次の如し

第一　未開國が進步發達を遂げ其法律制度が文明國に比し遜色なきに至れる場合に就きては我國の實例最も能く之を證す千八百九十年バテルノストロ氏は曰く國際公法の觀點より日本は今や領事裁判の撤退を請求す可き充分の權利を有す如何となれば日本に於ける諸法制は西洋諸國の完全なるものと等しき程度迄進步したるは何人と雖も爭ふ能はざる所なればなりと但し玆に所謂國家の發達進步とは國家の全般が直接且つ完全なる進步をなしたることを意味するものにして單に君主又は支配階級の改宗の場合は勿論更に一步を進めて國民全般の宗教的變遷の如き場合と雖も一部的發達は領事裁判消滅の理由とならざるものとす

第二　文明國が未開國を併有するに至りたる場合換言すれば征服合併等によりて未開國が文明國領域の一部を爲すに至りたる場合なりとす以上二個の場合に就ては國家は單獨の行爲を以て當然領事裁判の廢立を宣言するを得るが如しと雖も決して然らず他國は此等の場合に於ては既得權を有するものなるを以て豫め關係諸國の合意を經ざるべからず但し合意は明示たると默示たるとを問はざるなり然れども若し良好なる司法制度を維持す可き充分の保障を有するにも拘らず關係國にして之が合意を拒むときは該國家は事情の變轉を理由とし條約破棄の原則に從ひ立法の方法により單獨に之が廢止を命ずることを得

第三條文明國が未開國を保護したる場合　被保護國は原則として對內關係に於ては完全なる主權を有し從て司法權を有するを以て單に文明國が其上に保護權を設定したるの事實は從來各國が同國に於て行使し來たる領事裁判權に

何等の影響を及すものに非ず然らば如何なる場合に於て此の事實が領事裁判の消滅に關係するものなりやと云ふに能保護國は保護の實效を擧げんとするに當り領事裁判の存在は非常の障碍となるを以て之に對し何等かの措置に出でざる可からず而して此措置の如何は實に領事裁判に對し重大なる關係を有するものとす今此場合に能保護國の採るべき措置に關し二個の主義を說明せん

(甲)佛國主義　佛國主義は先づ自國の文明裁判制度を被保護國内に設置したる後國際談判によりて第三國をして領事裁判を撤退せしめんとするものにして既に之をチユニスに實行して其效を奏せり然ども第三國は必しも能保護國の提議に同意するの義務なきものとす故に佛國は第三國の不同意に際會するや斷然被保護國の合併を決行せり彼のマダガスカル合併は其適例なり保護權の設定が領事裁判の消滅に關係あるは此佛國主義の場合なりとす

(乙)英國主義　英國は自國の誘導啓發の下に被保護國をして其土着の司法制度を改良せしめ被保護國が自から文明裁判を行ふ事を得るに至るを俟ちて各國をして領事裁判を撤退せしめんことを期ずるものなり故に彼の混合裁判の如きは其時期の到る迄二國以上の臣民に關係する民事々件を裁判せしめ以て領事裁判の弊害を輕減せしめんとする一時的方策に過ぎず故に此主義の場合に於ては保護關係は領事裁判の消滅と何等直接の關係を有せざるものとす

亞米利加鐵道會計の概要

鈴木恆三郎

亞米利加鐵道の特色とも云ふべきは總べての計算を中央に纏むるにあり卽ち各所よりは收入支出等に對する報告書を本社に提出せしめ本社自から之が勘定整理の任に當るものとす最近二三十年間に於ける同國鐵道會計の發達は實に著しきものにして其以前に於ては會計は獨立して一課をなしたるものにあらず卽ち各所に帳簿方を置き各自の勘定を整理したるのみならず各所間の振替勘定をも相互に於て適宜所理し居たるものゝ如し以下少しく之が會計整理に關する概要を陳述すべし鐵道會計は之れを大別して收入及び支出の二となす

第一　收入

收入を別ちて二となす營業收入及び營業以外の收入是なり（營業以外の收入は後に讓る）營業收入は乘客、荷物、郵便、小荷物及び雜收入の五種より成る

(イ)　乘客收入は各驛に於て發賣する乘客切符及び車掌が車内にて發行する賃銀受取切符を計算の基礎とす以上の切符は控及び本紙の二片より成るものにして各發賣驛並に車掌は之が控の一片を日報と共に日々本社會計へ廻送するを要す會計に於て以上の廻付を受けたるときは控の一片を各發賣驛並に車掌別に終驛種別毎に番號を追ふて選別し各發賣驛及び車掌よりの日報と照會の上賃金の算定に誤りなきや否やを檢し若し誤ありたるときは訂正通知を發して之が訂正を命ず（但し地方切符には控の片なきが故に單に報告書を計算の基礎とす）以上の日報に基き其收入總額を各發賣驛並に車掌別の借方勘定に立て置き後日に至り出納役より之が現金收入濟の通知を受け始めて貸方に立て其責任を解除す而して各驛並に車掌は毎月一回計算書を提出するを要す此の計算書には前月の越（借方又は貸方）當月の收入（借方）收入金にして已に出納役に廻送したるもの（貸方）及び翌月への越（借方又は貸方）の勘定を記載しあるものとす

以上の收入金の内には社外線に跨る賃金を含むものあるが故に之れに對しては各關係鐵道會社に配當計算をなすを要す而して其の配當計算の結果は各鐵道會社に毎月一定の書式に據る通知書を發するものとす之に反して配當額の通知を他鐵道會